



# 四半期開示の見直しに関する実務検討会 第3回事務局説明資料

## Exchange & beyond

株式会社東京証券取引所 上場部

2023年10月27日

## 1 第2回検討会の議論の概要

---

## 2 ご議論いただきたい事項

---



# 1. 第2回検討会の議論の概要

---



- 第2回検討会における議論の概要とそれを踏まえた考え方は以下のとおり（方針案への賛成意見は省略）

## <第2回の議論>

### （開示内容）

- キャッシュ・フロー計算書の省略を認めることについて、投資者にキャッシュ・フロー軽視と受け取られないようにすべき
- 四半期報告書でキャッシュ・フロー計算書を開示している会社にとって、作成負担は大きくないのではないか
- 日本基準適用会社は1Q・3Qの四半期報告書においてキャッシュ・フロー計算書の省略が認められていることを踏まえると、積極的な開示を要請することは過剰ではないか
- 積極的な開示を要請する事項について、開示が義務であると捉えられないようにすべき
- 事業内容等によって情報の重要性・有用性が変わることに留意すべき
- 偶発事象や後発事象についても、積極的な開示を要請する事項の例示に加えてはどうか

### （レビューの有無）

- レビューを行う場合、四半期財務諸表がレビューの対象である旨を明確にすべき
- レビュー報告書を添付する際、レビューの対象である四半期財務諸表も併せて開示する必要がある

## <第2回の議論を踏まえた考え方>

### （開示内容）

- 「投資判断に有用と考えられる情報」として投資者ニーズに応じた自発的な開示を促す事項について、業種や事業内容等によって投資者ニーズは異なることを踏まえ、「投資判断に有用と考えられる情報」の例示である旨を強調

### （レビューの有無）

- サマリー情報において、レビュー対象が四半期財務諸表であることを明確化

## ＜第2回の議論＞

### （レビューを義務で行う場合）

- レビューを義務付ける趣旨を踏まえ、レビュー完了後に1Q・3Q決算短信を開示すべき
- レビューの実施に伴い1Q・3Q決算短信の開示が大きく遅れる場合、レビュー未完了の決算短信を先行して開示することも考えられる

### （レビューを任意で行う場合）

- 二段階開示※1は、利用者を混乱させるおそれがある
- 短信に一本化されることを踏まえれば、二段階開示の推奨については見直すべき
- 適時性の観点から二段階開示も考えられる
- 海外において二段階開示の実務はあるのか※2

### （その他）

- 開示タイミングを会社判断とすると、決算の発表の義務の履行の判断が曖昧になるのではないか

## ＜第2回の議論を踏まえた考え方＞

### （レビューを義務で行う場合）

- レビューが義務付けられている場合には、信頼性確保の観点からレビューを義務付けている趣旨に鑑み、原則としてレビューが完了次第、決算短信を開示することとする

### （レビューを任意で行う場合）

- 任意でレビューを受ける場合の開示タイミングについて、短信に一本化されることを踏まえ各上場会社において判断することとし、二段階で開示することが望ましいとするスタンスは示さない（二段階で開示することを妨げるものではない）

※1：レビュー完了前に決算短信を先行して開示し（一段階目）、レビュー完了後に改めて決算短信を開示（二段階目）することを指す

※2：ドイツにおける開示状況は以下のとおり。決算情報等の一部を先行して開示する事例は、レビューの有無にかかわらず一定数確認された

	レビューあり	レビューなし	計
先行開示あり	3社	9社	12社
先行開示なし	1社	25社	26社

### （集計に関する留意点）

- 2023年9月末時点でDAX指数を構成する銘柄のうち、プライム市場に上場する38社を対象とし、直近の1Qまたは3Qにおける開示状況を集計
- 取引所が求める1Q・3Q決算の開示に先立って、決算情報等の一部を開示している場合に、「先行開示あり」としている

## <第2回の議論>

### （レビューの一部義務付け）

- レビューは原則任意である旨を強調すべき
- レビューの実施には一定の期間を要することから、レビュー義務付けのタイミングによっては、四半期末から45日以内に1Q・3Q決算短信を開示できない可能性がある

### （エンフォースメント）

- 法定開示における訂正命令のような規定の要否について、検討が必要ではないか
- 金融庁と東証の業務の棲み分けを整理することが必要ではないか
- 守秘義務の解除について、上場会社の了解を得たうえで監査人にヒアリングする旨を明記すべき
- 守秘義務解除の射程拡大について、無制限に拡大することがないように射程を明確にすべき

### （見直し後の2Q・通期決算短信の取扱い）

- 特段の異論なし

### （決算短信のデータ配信形式）

- 従来よりもデータ配信の範囲が拡大しており、歓迎できる
- 全上場会社がHTMLの提出に対応できるのか疑問

## <第2回の議論を踏まえた考え方>

### （レビューの一部義務付け）

- 一部、前回の議論を踏まえて表現を修正
- 準拠性に関するレビューを基本としつつ、新制度の財規に準拠し、開示を省略しない場合には、適正表示に関するレビューとすることも考えられる旨を追記

### （エンフォースメント）

- 訂正命令の要否については、取引所は強制調査権を持たず、証券取引等監視委員会（以下、「SESC」という）と比べて不正発見機能が限定されていることを踏まえて検討
- 1Q・3Q決算に対するレビューは原則任意であることも踏まえ、不正等の疑義が生じた場合などに、上場会社に対して、正確な報告に向けて必要な調査及び調査結果の報告を求められるよう上場規則で明示

### （決算短信のデータ配信形式）

- 基本的な考え方、方針は原案を維持（内国上場会社全社は印刷会社ツールを利用）

# エンフォースメント（金商法上の訂正命令）

## （金商法と取引所規則による訂正に至るまでのプロセスの比較）

- 金商法では、提出会社による自発的な訂正のほか、有報等に虚偽の記載があった場合などに、虚偽の内容を特定のうえ、訂正を命ずることができる（命令に従わない場合は、罰則の対象）
- 一方、取引所では、不正等の疑義が生じた場合には、必要に応じて上場会社に対して照会をかけ、照会に係る事実を踏まえて訂正すべき事情が生じていると認められる場合に、訂正の開示を義務付けている
- 上記の前提として、法令と取引所のエンフォースメントについて、取引所は強制調査権を有しておらず、SESCと比べて不正発見機能が限定されているとの違いがある

## （エンフォースメントに関する具体的な方針（案））

- 1Q・3Q決算に対するレビューは原則任意となることも踏まえると、現行規程に基づく上場会社への照会に対して的確な報告が得られない可能性が否定できない
- 取引所として、不正等の疑義が生じた場合など必要と認める場合に、上場会社に対して、正確な報告に向けて必要な調査及び調査結果の報告を求められるよう上場規則で明示し、上場会社への確認の実効性を高め、エンフォースメントをより適切に実施していくことが考えられる（調査又は調査結果の報告を実施しない場合には、措置の対象）

### （ご参考：金融商品取引法第10条第1項）

第10条 内閣総理大臣は、有価証券届出書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることを発見したときは、いつでも、届出者に対し、訂正届出書の提出を命じ、必要があると認めるときは、第四条第一項から第三項までの規定による届出の効力の停止を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

※ 有価証券報告書の場合には同法第24条の2第1項、四半期報告書の場合には同法第27条の4の7第4項で準用

### （ご参考：有価証券上場規程第415条第1項・第2項、第416条第1項）

第415条 上場会社は、当該上場会社の会社情報に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。

2 前項の規定による照会に係る事実について開示することが必要かつ適当と当取引所が認める場合には、上場会社は、直ちにその内容を開示するものとする。（略）

第416条 上場会社は、第402条から第411条の2まで又は前条第2項の規定に基づき開示した内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、直ちに当該変更又は訂正の内容を開示しなければならない。



## <第2回の議論>

### （事業環境の変化に関する開示）

- サプライチェーンが長大な場合等には、プラス要素とマイナス要素が絡み合うため、客観的な事実であっても影響の精査が完了する前に開示することは、ミスリードにつながる可能性もある
- 作成者としては必要不可欠な情報等は発信している。事業環境の変化による影響が軽微なため、当該影響に関する開示をしていない場合もある
- 開示のポイントについて、投資者がそれらの情報を求める理由や考え方を補足したほうがよい
- 開示例の公表により開示が促進されると思われる

### （バスケット条項）

- バスケット条項の開示目安は様々な実務に利用されているため、位置付け等を見直す場合には周知を徹底すべき

## <第2回の議論を踏まえた考え方>

### （事業環境の変化に関する開示）

- 事業環境の変化に関する開示のポイントについて、投資者が当該情報を求める理由や考え方を追記
- 事業環境の変化による影響が軽微な場合においても、投資者の関心が強い場合にはその旨を開示することが考えられることを追記



## 2. ご議論いただきたい事項

---



- これまでの議論を踏まえて作成した、四半期開示の見直しに関する実務の方針（案）について、意見はあるか（資料3参照）